



## 鳥獣被害防止対策の総合的な対策を行うモデル集落の取組み

当事務所では、川内村上川内の第1行政区を鳥獣被害防止対策の総合的な対策を行うモデル集落に設置し、3年間専門家の先生を交えて活動してきました。

電気柵の設置基本の重要性、共同管理の重要性を確認しましたので、今回紹介します。



### 電気柵設置の基本手順

設置ルートを選定 ▶ 設置ルート周辺の草刈り・整地 ▶ 支柱と通電線、電源の設置 ▶ 通電線の高さ調整、確認と支柱の追加 ▶ 通電・電圧の確認

### 電気柵の設置エラーと共同での管理

- 電気柵周辺の除草を行い、雑草による漏電を防ぎましょう。
- 24時間、適正な電圧での通電が理想です。
- 集落で見回り、断線や支柱の浮き沈みを早期に発見し、効果的な高さで設置しましょう。

基本に忠実に電気柵を設置し、共同で維持管理することで、鳥獣被害の軽減が期待できます。もう一度基本に立ち返り、電気柵の設置、維持管理を集落で話し合ってみませんか。双葉農業普及所では、皆様が丹精込めて育てた農作物を鳥獣被害から守るお手伝いをします。

【お問い合わせ先】 福島県双葉農業普及所 TEL(0240)23-6473

## 農薬は適正に使用しましょう!

農薬取締法により農薬は使用基準に従って使用しなければなりません。使用基準に従わずに使用した場合には違法行為になるばかりか、生産物の安全性が問われる事態となります。その場合、出荷物の回収や出荷停止等の措置がとられ産地の信用を失うことにもなりかねません。

農薬の使用にあたってはもう一度以下のことに注意しましょう。

①農薬使用基準の遵守	農薬容器のラベルをよく読み、「 <b>適用作物</b> 」「 <b>使用量(希釈倍数)</b> 」「 <b>使用時期</b> 」「 <b>使用回数</b> 」「 <b>使用方法</b> 」「 <b>注意事項</b> 」等を必ず確認しましょう。
②農薬飛散防止の徹底	散布は、天候や風向き、時間帯に注意し、飛散の少ない形状の農薬、散布方法、散布器具で行いましょう。隣接地に飛散する恐れがある場合は、ほ場に飛散防止ネットなどを設置しましょう。
③防除器具等の洗浄	使用前に防除器具等が十分に洗浄されているか確認しましょう。使用後は農薬を調製したタンクや散布に用いたホース等に散布液が残らないように十分洗浄しましょう。
④使用状況の記録	農薬を使用した際は、「 <b>年月日</b> 」「 <b>場所</b> 」「 <b>対象農作物</b> 」「 <b>農薬の種類、名称</b> 」「 <b>使用量</b> 」「 <b>希釈倍数</b> 」を記録しましょう。

## 農作業事故の発生を防ぎましょう!

双葉郡では今年度、農作業中の死亡事故が発生しました。双葉郡内では2年連続で農作業中の死亡事故が発生しています。事故は、いずれも一人で作業をしている際に発生し、発見が遅れて死亡に至ったというものでした。

双葉郡は、山あいの農地が多く、また帰還した住民の方が少ないため、農作業事故が発生しやすく、発生した際には重篤化するリスクが高い地域であるといえます。

農機を使用する際は、無理な操作を絶対に行わないようにしましょう。また、炎天下ではこまめに水分補給し、熱中症にも気をつけましょう。

さらには、農作業の際は常に携帯電話を携帯し、事故発生時にすぐ連絡が取れるようにしましょう。また、農作業に出かける際は、家族に行先と作業内容を必ず伝えるようにしましょう。



農作業中は携帯電話を必ず持ちましょう!

# ふたばの農業通信

再刊 第5号

令和3年3月1日発行

福島県相双農林事務所双葉農業普及所

〒979-1111 双葉郡富岡町小浜481番地  
E-mail hutaba.af06@pref.fukushima.lg.jp

TEL(0240)23-6472  
FAX(0240)22-2560

## 新しい園芸品目を栽培してみませんか ~おすすめ品目のご紹介~

双葉地方では東日本大震災以降、様々な新しい園芸品目の作付けが進んでいます。その中からおすすめの品目として「ピーマン」、「ハウスブドウ」、「枝物類」をご紹介します。皆さんもふたばで園芸品目の栽培にチャレンジしてみませんか?

### ピーマン



- 田村郡で産地化されており、地理的に近い葛尾村や川内村での栽培が特におすすめです。
- たばこ栽培用の資材や農機を使用して栽培できます。
- 令和2年度に葛尾村での栽培が始まりました。出荷向けに栽培するのははじめてでしたが、平均単収6.1t/10a、販売単価は440円/kgであり、産地である田村郡と同程度の単収を上げることができました。
- 作付面積の目安は1人で5~7a、2人で10~15aとなります。

### ハウスブドウ



- 川内村を中心に、広野町、檜葉町など双葉郡全体で栽培が拡大しています。生育も良好です。
- JAで果樹部会が設置されており、月に1回程度の栽培指導会が開催されます。栽培のマニュアルがあり、果樹栽培初心者でも無理なく栽培することができます。
- 露地栽培のブドウと比べて病害虫の発生が少ないため、品質の高いブドウを栽培しやすい特徴があります。
- 1aのハウスの場合、樹を3本植栽し、300房を収穫できます。
- 品種は「あづましずく」、「ピオーネ」、「シャインマスカット」が導入されています。

### 枝物類



- 管理作業が少なく、切り花類に比べて省力的であるため、土地利用型作物として避難先から通いながら栽培することが可能です。
- 双葉郡では、ユウカリ、ヒサカキ、ロシアンオリーブをはじめとした様々な品目が栽培されています。このうち、最も出荷本数の多い品目はユウカリです。
- 平均単価はユウカリの場合60円/本程度で、東京都の市場などに出荷されています。
- 定植から出荷まである程度の年数(2~5年程度、品目による)がかかりますが、その後の適切な管理により10年以上収穫を続けることも可能です。

### 作型一覧

品目	作型	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ピーマン	露地					○							
ブドウ (ハウス栽培)	ハウス栽培				[せん定]								
枝物類 (ユウカリの場合)	定植年			○		○		×					
	2年目以降				×		×						

○:播種 ◎:定植 ×:摘心 ■:収穫 ※枝物類では購入苗の使用を前提としています。





## 放射性物質対策に取り組みましょう ~米と飼料作物について~

### 【米】

双葉地域の令和2年産米の全量全袋検査は、43,199 点を検査し、全量が基準値(100Bq/kg)未満でした。営農再開から複数年が経過し土壤中の放射性セシウム濃度は徐々に低下していますが、土壤中の交換性カリ含量が低くなっている可能性があります。イネが放射性セシウムを吸収するのを防ぐため、稲わらを持ち出した場合などには塩化カリの施用を徹底してください。

なお、余った苗を譲り受けて吸収抑制対策を実施せずに田植えをしてしまう場合がありますので、そのような状況を確認した場合、役場もしくは当所へ御連絡願います。

また、例年交差汚染が原因で、全袋検査で 25Bq/kg 以上となった米袋が発生しています。交差汚染の主な対策は、次のとおりです。

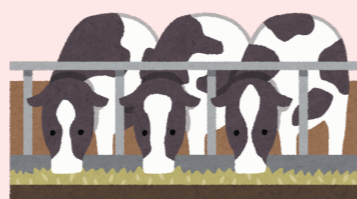
- ・ 震災前にあった籾摺機や計量選別機を初めて使用する場合は、清掃しても放射性物質が付着している危険が高いので玄米でとも洗いをする
- ・ 古い米袋は袋自体が汚染されている危険があるので使用しない
- ・ 米の調製に使用する倉庫や機械は使用する前に清掃を徹底する



以上のことに注意して、令和3年産米においても放射性物質吸収抑制対策を適切に実施するとともに、米の全量全袋検査の実施に御協力をお願いいたします。

### 【飼料用作物】

飼料用作物を栽培する際も、放射性物質の吸収抑制対策のため、通常施肥のほかに塩化カリやたい肥を施用し、土壤中のカリ含量を 100g 乾土あたり 30 ~ 40mg を維持しましょう。



## 出荷・販売・譲渡する農産物等はモニタリング検査が必要です!

帰還困難区域及び双葉町以外の地域からの野生物を除く栽培物で、現在、摂取及び出荷が制限されている品目はありませんが、生産し食用として出荷・販売(譲渡等を含む)する農作物、山菜・きのこ及び家畜飼

料用作物は、全て、県が実施する放射性物質モニタリング検査を受ける必要があります。

検査の結果、安全性が確認され、公表されるまでは、出荷、販売等を行うことはできません。なお出荷に際しても個別に判断される物では無く、町村単位で出荷の有無が判断される等の細かなルールがありますのでご注意ください。また、帰還困難区域では、原則として作付できませんのでご注意ください。

詳しい内容やモニタリング検査のご要望等は町村農政担当係か双葉農業普及所まで御相談願います。

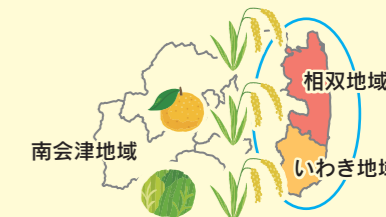


## 有機農業に取り組んでみませんか?

### ▶有機農業とは…

- ①化学的に合成された肥料、農薬を使用しない
  - ②遺伝子組み換え技術を利用しない(種の利用等)
- ことを基本として、環境への負荷をできる限り少なくする農業生産の方法です。

有機農業により生産された農産物は「有機栽培○○○」、「オーガニック●●●」といたいところですが、農業者は、勝手に「有機農産物」として販売はしてはいけません。



浜通りの有機 JAS 認証農産物  
米、野菜、ユズ(令和2年12月現在)

### ▶なぜ今、有機農業なのか…

これからの農業には、人の健康や地球環境を守りながら取り組むことが求められます。自然の力を活かす有機農業は、豊かな未来を育むことにつながっているのです。

有機農業  
3つの  
キーワード

- 環境負荷の低減(共生)
- 自然環境機能の推進(循環)
- 生物多様性の保全

▶▶ 特別栽培から有機栽培に  
ステップアップ!!



【お問い合わせ先】 福島県相双農林事務所双葉農業普及所 有機農業担当 TEL(0240)23-6473/FAX(0240)22-2560

## ふたばで頑張る担い手紹介

### 猪狩 信康さん

猪狩信康さん(38歳)は、檜葉町の大谷地区の「大谷水稲受託組合」の代表を務める若手の生産者です。猪狩さんは、組合の水稲部門を義父から継承し、現在は大谷地区の担い手として、水稲を13ha作付けています。

猪狩さんは、農機メーカーに勤めていましたが、令和2年度に退職し、専業農家として本格的に経営を引き継ぎました。現在は整備士時代の豊富な知識と技術を生かし、農機の整備や施設の改良なども行います。

主に県オリジナル品種の「天のつぶ」を作付けており、省力化技術である鉄コーティング直播栽培に取り組んでいます。先進的な考えと大胆な行動力で、さらなる経営面積拡大や増収にも意欲的です。

檜葉町のお酒である「檜葉の風」を醸造するための酒米の栽培を行うほか、令和2年に、新たな県オリジナル品種「福、笑い」の双葉地区における実証栽培を担当しました。徹底した管理のもと栽培された「福、笑い」は良好な品質となり、お披露目会にて、町長をはじめ関係者と試食し、好評を得ました。

猪狩さんは、新たな栽培方法の導入も検討しており、今後も若手の担い手として、檜葉町農業のけん引役として地域からの期待を集めています。



檜葉町

### 遠藤 元一さん

川内村で株式会社農(みのり)の農業生産部部长として令和2年度よりイチゴの栽培を始めた遠藤元一さん(29歳)は、現在は社員4名でイチゴ40aの栽培に取り組んでいます。

川内村の出身で、小学生の頃から祖父が水稲やタラノメの栽培をしているのを見て農業に興味を持ち始めました。震災後、川内村の農業をどうにか盛り上げていけないかと考え、川内村役場などと相談した結果、2019年に株式会社農に入社し、同社の社員としてイチゴの栽培に取り組むこととなりました。宮城県で夏イチゴ栽培の研修を受けて、令和2年9月に川内村に完成した施設においてイチゴの栽培を開始し、昨年12月末に初出荷となりました。



川内村

今後は一年を通してイチゴを出荷できる体制を整えていき、年間30tの出荷量を目指していくとのことです。

令和3年度には、同社の野菜カット工場が稼働する予定であり、加工用の野菜としてイチゴ以外の品目の栽培も取り組んでいくこととなり、これからの地域農業を引っ張っていく一人としてますますの活躍が期待されます。